

令和 年 月 日

申請者（保護者）氏名

【裏面の個人番号記載欄へも、記載をしてください】

個人番号記載欄

マイナンバー制度の開始により施設型給付費等の給付認定に係る事務において個人番号の利用が必要となりました。対象者の氏名・個人番号を記入してください。保護者の個人番号の確認のため提出の際は、申請保護者（裏面の保護者氏名欄に記載された父母いずれか）の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード又は個人番号記載の住民票）をお持ちください。

対象者	氏名	個人番号											
児童													
父													
母													
別居している養育児童													

必要書類等

「保育の利用を必要とする理由」毎に認定基準や証明書類が異なります。下記の表を確認のうえ必要証明書類を提出してください。

保育認定基準			必要証明書類
1	就労等	(外勤) 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合	就労証明書
		(農業・自営業・内職) 児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その1)・事業、内職を営んでいることが確認できる書類の写し
2	妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・母子手帳の写し
3	疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害等、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・診断書・障害者手帳等の写し
4	介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・介護保険被保険者証の写し・障害者手帳等の写し・診断書
5	災害復旧	火災や、風水害や、地震などの不幸があり、家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)
6	求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合	求職活動(起業準備)状況申告書兼誓約書・ハローワーク登録証等の写し
7	就学	児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合	保育認定のための申立書(その2)・在学証明書または学生証の写し

受付者記載欄

受付年月日	年 月 日	受付施設名	
個人番号確認書類	☐ 個人番号カード ☐ 個人番号通知カード ☐ 住民票 ☐ なし		

市記載欄

認定の可否		認定区分等	
可・否 (否とする理由)		☐ 2号 (☐ 標準 ☐ 短時間) ☐ 3号 (☐ 標準 ☐ 短時間)	
認定者番号	認定年月日	認定期間	
	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日